

かがわ次世代ものづくり研究会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、かがわ次世代ものづくり研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、本県のものづくり基盤技術産業が長年にわたって培ってきた技術力を生かして、今後大きな成長が期待される次世代有望分野（エネルギー、ロボット、航空・宇宙）への県内企業の積極的な進出を促進することにより、本県経済の持続的発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 次世代有望分野に関する情報提供
- (2) 会員企業のものづくり基盤技術の高度化に資する事業
- (3) 会員相互間のネットワーク形成
- (4) その他研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 研究会は、第2条の目的に賛同する、下記の会員をもって構成する。

- (1) 県内に本社又は事業所等が所在し、次世代有望分野に進出している又は進出に関心のある企業
- (2) 前号の企業の支援を行う地方自治体、産業支援機関、学術研究機関及びこれらの機関に属する研究者等の個人

(役員)

第5条 研究会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 会長は、香川県副知事をもって充てる。

3 副会長のうち、1名は、財団法人かがわ産業支援財団理事長をもって充て、1名は、会員企業の中から会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、研究会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故及びその他の理由により不在のときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

(コーディネーター)

第6条 研究会に、第3条の事業の実施に当たり必要な指導及び助言を求めため、コーディネーターを置く。

(オブザーバー)

第7条 研究会に、第2条の目的達成に必要な助言及び協力を求めため、オブザーバーを置くことができる。

(入会)

第8条 研究会に入会を希望するものは、入会申込書（様式1）を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会届（様式2）を会長に提出し、任意に退会することができる。

(会費)

第10条 会員から会費は徴収しない。ただし、研究会の活動において参加費等が必要な場合は、各会員の負担とする。

(事務局)

第11条 研究会の事務局は、香川県商工労働部産業政策課に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(様式1)

かがわ次世代ものづくり研究会 入会申込書

年 月 日

かがわ次世代ものづくり研究会 会長 殿

私は、下記のとおり「かがわ次世代ものづくり研究会」に入会を申し込みます。

名 称	
代 表 者	職・氏名
所 在 地	〒
電 話 番 号	() -
フ ァ ッ ク ス 番 号	() -
e メ ー ル ア ド レ ス	@
U R L	http :
責 任 者	所属・職名 氏名 (内線)
業種、事業内容、研究内容等	
関心のある分野(複数回答可)	エネルギー ・ ロボット ・ 航空・宇宙
会員への会員名簿公開の諾否 (項目:名称、代表者、所在地、業種)	承諾する ・ 承諾しない (同意がない場合には、他会員へ公開いたしません)
備 考	

